第５４回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成25年9月6日（金）14:00～16:00
場所　第２水産ビル　３階　３Ｇ会議室

１　開　　会

２　議　　事
（１）国から地方への事務・権限の移譲等について

（２）道民アイデア（新規分）の第1次整理について〈地域振興分野〉

（３）その他

３　閉　　会

【配付資料】

資料１　　道民アイデア（新規分）等の審議状況
資料２－１　国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について
資料２－２　第４回地方分権改革有識者会議配布資料（抜粋）
資料３　　道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表〈地域振興分野〉
資料４　　道民アイデア（H24.4.1～H25.3.31）の概要

参考資料１　乗合タクシー・地域内循環バス運行の許可権限関係資料
参考資料２　「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」関係法令
参考資料３　地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築関係資料
参考資料４　税制優遇による人口の増加と観光の活性化関係資料
参考資料５　コミュニティ放送の放送区域の拡大関係資料
参考資料６　北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲関係資料
参考資料７　広域行政関係資料

資料1

道民アイデア（新規分）等の審議状況

大分類		中分類〈小分類〉	No.	整理番号	提案事項	47回	48回	49回	50回	51回	52回	53回	54回
環境・農林水産・経済振興	環境保全	環境保全〈自然環境保全〉	359	4501 F	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	一次整理							
			360	2501 F	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除								
			361	2502 F	森林管理局職員等によるエゾシカ駆除								
		環境保全〈バイオ燃料〉	362	2503 F	バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置								
		環境保全〈環境保全〉	363	1501 F	全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修								
	農林水産業の振興	農業の振興〈就農促進〉	364	3501 B	農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和				一次整理				
			365	3502 B	無農薬による就農を促進する制度の創設								
		農業の振興〈農業生産力の向上〉	366	2504 B	農業高等専門学校の設置認可権限の移譲								
		農業の振興〈その他〉	367	3503 B	口蹄疫対策としてのトランスファーファクター（免疫情報伝達物質）の活用								
		水産業の振興	368	1502 B	水産業における広域的資源増大対策					一次整理			
			369	1503 B	有害生物（海獣等）対策								
			370	1504 B	指定漁業の一元管理								
	経済振興対策	観光振興〈観光客誘致〉	371	1505 D	ホテルや飲食店の調理師の格付け			一次整理					
			372	1506 D	農業体験旅行のモデル地域の確立								
			373	1507 D	カジノの自由化								
			374	1508 D	カジノの設置								
		観光振興〈観光業振興〉	375	4502 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和（営業保証金の要件緩和）								
					第3種旅行業者の登録要件等の緩和（第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和）			分野別審議			整理案		
			376	3504 D	広域観光圏の指定権限の移譲			分野	保留				
		商業の振興〈中心市街地活性化〉	377	2505 D	まちづくり会社が設立する特定目的会社に対するパススルー課税の適用							一次整理	
			378	2506 D	まちづくり会社が設立する特定目的会社取得資産の減価償却期間の短縮								
			379	2507 D	道路の使用許可に係る手続きの簡素化								
		地域産業育成	380	3505 D	農商工などの系統団体の統合								
			381	3506 D	産業振興支援策の道への移譲							保留	
		その他〈物流・人材移動の活性化〉	382	1509 D	自動車最高速度の緩和							一次整理	
			383	1510 D	自動車最高速度の緩和								
			384	2508 D	自動車最高速度の緩和								
		その他〈その他〉	385	3507 D	屋根の暖房システムの導入								
地域医療対策		医療従事者の地域偏在是正〈麻酔科医の確保〉	386	4503 A	麻酔科医の確保対策								
		その他〈その他〉	387	4504 A	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化								
			388	4505 A	看護師による各種ワクチン接種の弾力化								
			389	4506 A	メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置								
			390	3508 A	救急搬送体制の整備								
福祉・子育て・教育	福祉	福祉〈福祉〉	391	3509 J	民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲								
	子育て	子育て支援〈子育て支援〉	392	1511 G	保育所床面積の基準に係る条例の制定								
	教育・学校	教育・学校〈教育・学校〉	393	1512 I	小中学校における中国語授業の導入								
			394	1513 I	小中学校における授業時間の増加								
			395	3510 I	小中一貫教育の実施								
地域振興対策		地域活性化〈地域交通〉	396	2509 H	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲								審議
		地域活性化〈独自基準の設定〉	397	3511 H	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲								
		地域活性化〈その他〉	398	2510 H	地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築								
			399	1514 H	税制優遇による人口の増加と観光の活性化								
		地域防災対策〈地域防災対策〉	400	4507 H	コミュニティ放送の放送区域の拡大								
		地方自治の強化〈住民自治の強化〉	401	1514 H	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲								
		地方自治の強化〈自治体財政・会計の改善〉	402	4508 H	地方公共団体の債権回収の一元化								
			403	2511 H	広域連合への課税権の付与								
		地方自治の強化〈その他〉	404	4509 H	コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次								

※上記については提案期間：平成21年4月～平成24年3月

区分	審議事項	47回	48回	49回	50回	51回	52回	53回	54回
庁内提案継続案件	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	一旦終了							
分野別審議	バイオマス関連	○	○	○		一旦終了			
移譲済み4事務関連項目等	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化				○	○	検討保留		
	指定医療機関の指定と類似の事務				○				
	調理師養成施設の指定と類似事務（栄養士養成施設の指定事務）				○	○			
	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限				○				
	鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務				○				

資料２－１

国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について

平成２５年３月８日　内閣に**「地方分権改革推進本部」を設置【閣議決定】**
第１回地方分権改革推進本部を開催
○安倍本部長（内閣総理大臣）指示
→国から地方への事務・権限の移譲等を推進していく必要がある
○地方分権改革担当大臣の下に有識者会議の設置を検討

平成２５年４月５日　地方分権改革担当大臣の下に**「地方分権改革有識者会議」を設置【大臣決定】**

平成２５年４月 12 日　**第１回地方分権改革有識者会議**を開催
○国の事務・権限を移譲する際の当面の受け皿を都道府県と想定することで一致
○**国から移譲する事務・権限の対象については本年夏頃までに一定の結論を出す方針を決定**

平成２５年４月 26 日　**第２回地方分権改革有識者会議**を開催
○今後の地方分権改革のあり方を検討
○座長提言案～更なる地方に対する規制緩和[義務付け・枠付けの見直し]と権限移譲

平成２５年５月 15 日　**第３回地方分権改革有識者会議**を開催
○今後の地方分権改革のあり方について提言をとりまとめ
○同有識者会議の下に**専門部会の設置を決定【座長決定】**
○**国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告**

平成２５年５月 28 日　**第２回地方分権改革推進本部**を開催
○有識者会議がとりまとめた今後の地方分権改革のあり方について了承
○**国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告**、今後精査を行い、有識者会議や専門部会の議論を経た上で、移譲対象の事務・権限について、**同本部において今夏頃を目途に一定の結論を出すことを確認**

平成２５年５月 28 日　**内閣府から全国知事会に対して、**国から地方への事務・権限の移譲等に係る（各府省の回答に対する）**地方側の意見を照会**

平成２５年６月 27 日　**全国知事会が都道府県の意見等をとりまとめ、内閣府に対して、**各府省の検討結果に対する**地方側の意見を回答**

平成２５年８月 29 日　**第４回地方分権改革有識者会議**を開催
○国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する**当面の方針案について検討**　→　詳細は資料２－２のとおり

資料２－２

第４回地方分権改革有識者会議
配布資料（抜粋）

資料3－1

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（案）【要旨】

1. 基本的考え方

○ 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
○ これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
○ 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

2. 当面の方針

（1） **地方公共団体に移譲する方向の事務・権限（別紙1）：44事項**

※ 例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等

国の関与等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。

（2） **関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限（別紙2）：29事項**

（各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの）

※ 例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視

国の関与等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、（1）の見直し方針に盛り込み。

（3） **移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限（別紙3）：3事項**

※ 例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供

（4） **引き続き検討・調整を要する事務・権限（別紙4）：24事項**

（各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの）

※ 例：農地法に基づく農地転用の許可等

各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、（1）の見直し方針に盛り込み。

（5） **以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。**

別紙に掲載された事務・権限の具体例

【別紙1】 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	医療法に基づく医療法人(広域)の設立認可・監督	都道府県に一律に移譲
厚生労働省	看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等	都道府県に一律に移譲
国土交通省	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等	希望する市町村を基本として移譲

【別紙2】 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限

府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
厚生労働省	医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収・立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

【別紙3】 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を積極的に推進

【別紙4】 引き続き検討・調整を要する事務・権限

府省	事務・権限
農林水産省	農地法に基づく農地転用の許可等

資料3－2

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（案）

１．基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第１次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「２．当面の方針」のとおり推進する。

２．当面の方針

（１） 別紙１の事務・権限については、地方公共団体に移譲する方向で見直す。

その際、国の関与等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、その結果を本年中に見直し方針として取りまとめる。

（２） 別紙２の事務・権限については、国の関与等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）に加え、当該事務・権限と関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を（１）の見直し方針に盛り込む。

（３） 別紙３の事務・権限については、「見直しの方向性」欄に記載のとおり、地方公共団体への移譲以外の見直しを着実に進める。

（４）　別紙４の事務・権限については、各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を（１）の見直し方針に盛り込む。

（５）以上の結果、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成２６年通常国会に提出することを基本とする。

（別紙1）

地方公共団体に移譲する方向の事務・権限

（1）都道府県に全国一律に移譲する方向のもの

No	府省	事務・権限
1-1	総務省	放送法（昭25法132）に基づく小規模共聴施設（500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。）の届出等
1-2	厚生労働省	児童福祉法（昭22法164）に基づく事務・権限のうち、 ①養成施設及び講習会の指定及び監督 ②指定療育機関の指定及び監督
1-3	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭22法217）に基づく養成施設の認定及び監督
1-4	厚生労働省	食品衛生法（昭22法233）に基づく事務・権限のうち、 ①総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等 ②養成施設及び講習会の登録及び監督
1-5	厚生労働省	理容師法（昭22法234）に基づく養成施設の指定及び監督
1-6	厚生労働省	栄養士法（昭22法245）に基づく養成施設（栄養士に係るものに限る。）の指定及び監督
1-7	厚生労働省	消費生活協同組合法（昭23法200）に基づく消費生活協同組合（地域又は職域が都道府県の区域を越える組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督
1-8	厚生労働省	保健師助産師看護師法（昭23法203）に基づく養成所の指定及び監督
1-9	厚生労働省	歯科衛生士法（昭23法204）に基づく養成所の指定及び監督
1-10	厚生労働省	医療法（昭23法205）に基づく事務・権限のうち、 ①医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。）の設立認可及び監督 ②国の開設する病院等の開設承認及び監督
1-11	厚生労働省 国土交通省	中小企業等協同組合法（昭24法181）に基づく事業協同組合等（一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合及び二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督
1-12	厚生労働省	身体障害者福祉法（昭24法283）に基づく養成施設の指定
1-13	厚生労働省	社会福祉法（昭26法45）に基づく事務・権限のうち、 ①社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の定款認可及び監督 ②養成機関及び講習会の指定及び監督
1-14	厚生労働省	診療放射線技師法（昭26法226）に基づく養成所の指定及び監督
1-15	厚生労働省	歯科技工士法（昭30法168）に基づく養成所の指定及び監督
1-16	厚生労働省	美容師法（昭32法163）に基づく養成施設の指定及び監督

No	府省	事務・権限
1-17	厚生労働省	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭32法164)に基づく生活衛生同業組合振興計画の認定
1-18	厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)に基づく養成所の指定及び監督
1-19	厚生労働省	調理師法(昭33法147)に基づく養成施設の指定及び監督
1-20	厚生労働省	知的障害者福祉法(昭35法37)に基づく養成施設の指定
1-21	厚生労働省	戦傷病者特別援護法(昭38法168)に基づく指定医療機関の指定及び監督
1-22	厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)に基づく養成施設の指定及び監督
1-23	厚生労働省	母子保健法(昭40法141)に基づく指定養育医療機関の指定及び監督
1-24	厚生労働省	製菓衛生師法(昭41法115)に基づく養成施設の指定及び監督
1-25	厚生労働省	柔道整復師法(昭45法19)に基づく養成施設の指定及び監督
1-26	厚生労働省	視能訓練士法(昭46法64)に基づく養成所の指定及び監督
1-27	厚生労働省	社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)に基づく養成施設等の指定及び監督、講習会の届出
1-28	厚生労働省	臨床工学技士法(昭62法60)に基づく養成所の指定及び監督
1-29	厚生労働省	義肢装具士法(昭62法61)に基づく養成所の指定及び監督
1-30	厚生労働省	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)に基づく事務・権限のうち、 ①養成施設及び講習会の登録及び監督 ②指定検査機関の指定及び監督
1-31	厚生労働省	救急救命士法(平3法36)に基づく養成所の指定及び監督
1-32	厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平6法117)に基づく指定医療機関の指定及び監督
1-33	厚生労働省	介護保険法(平9法123)に基づく事務・権限のうち、 ①介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域に所在する事業者であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の業務管理体制の整備に関する監督 ②市町村(指定都市及び中核市を除く。)が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導等
1-34	厚生労働省	精神保健福祉士法(平9法131)に基づく養成施設等の指定及び監督
1-35	厚生労働省	言語聴覚士法(平9法132)に基づく養成所の指定及び監督
1-36	厚生労働省	健康増進法(平14法103)に基づく誇大表示の禁止に係る勧告及び命令
1-37	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行
1-38	農林水産省	農産物検査法(昭26法144)に基づく登録検査機関(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)の登録及び監督

No	府省	事務・権限
1-39	経済産業省 厚生労働省 国土交通省	中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)に基づく協業組合等(一の都道府県の区域内のみにある経済産業局及び地方運輸局の所管に係る組合並びに二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督
1-40	経済産業省	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認
1-41	経済産業省	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)に基づく支援措置に係る認定
1-42	国土交通省	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57)に基づく自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督
1-43	環境省	土壌汚染対策法(平14法53)に基づく指定調査機関(一の都道府県内で調査業務を行うものに限る。)の指定及び監督

(2)各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	見直しの方向性
1-44	国土交通省	道路運送法(昭26法183)に基づく事務・権限のうち、 ①自家用有償旅客運送の登録・監査等 ②自動車道事業(一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。)に係る供用約款の認可等	①自家用有償旅客運送の登録・監査等について、地方分権改革有識者会議地域交通部会報告書に沿って、希望する市町村を基本として移譲するとともに、希望しない市町村の区域については希望する都道府県にも移譲することができるようにする。 ②自動車道事業(一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。)に係る供用約款の認可、事業の休止許可等について、都道府県に移譲する方向で見直す。その際、全国一律に移譲することの可否についても検討する。

（別紙2）

関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限

（各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの）

（1）各府省が都道府県に全国一律に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-1	法務省	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-2	厚生労働省	医療法（昭23法205）に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
2-3	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）に基づく精神保健指定医に係る指定医証の交付等	左欄に掲げる事務・権限に加え、精神保健指定医の指定、職務停止命令等も移譲することの可否
2-4	厚生労働省	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）に基づく特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定感染症指定医療機関の許認可、命令も移譲することの可否
2-5	厚生労働省	医師等の臨床研修施設等の指導監督	左欄に掲げる事務・権限に加え、施設指定等も移譲することの可否
2-6	農林水産省 経済産業省 環境省	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）に基づく食品関連事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-7	経済産業省	工業標準化法（昭24法185）に基づく認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、認証製造業者等への措置命令も移譲することの可否
2-8	経済産業省	商工会議所法（昭28法143）に基づく商工会議所の定款変更等	左欄に掲げる事務・権限に加え、設立認可、不利益処分、監督等も移譲することの可否
2-9	経済産業省	ガス事業法（昭29法51）に基づくガス用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売事業者に対する改善命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-10	経済産業省	割賦販売法(昭36法159)に基づく包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否 ②前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する許可、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
2-11	経済産業省	電気用品安全法(昭36法234)に基づく電気用品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-12	経済産業省	家庭用品品質表示法(昭37法104)に基づく家庭用品の製造業者・販売業者(卸売業者に限る。)・表示業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否 ②卸売業者に対する指示、公表も移譲することの可否
2-13	経済産業省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-14	経済産業省	消費生活用製品安全法(昭48法31)に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-15	経済産業省	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭51法88)に基づく揮発油販売業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①揮発油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、指示、公表等も移譲することの可否 ②軽油販売業者及び灯油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否
2-16	経済産業省 農林水産省	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭54法49)に基づく特定事業者、特定荷主等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導・助言、報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令等も移譲することの可否
2-17	経済産業省	資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)に基づく指定表示事業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-18	経済産業省 環境省	特定家庭用機器再商品化法(平10法97)に基づく小売業者及び製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-19	環境省 経済産業省	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)に基づく認定事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-20	環境省 農林水産省 経済産業省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)に基づく特定容器利用事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-21	環境省	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)に基づく自動車製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否 ②経済産業省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-22	環境省 経済産業省	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)に基づく特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収、立入検査	国土交通省所管分の事務・権限の移譲の可否

(2)各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-23	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律(平14法99)に基づく特定信書便事業の事業許可、信書便約款の認可、報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令も移譲することの可否 ②全国一律に移譲することの可否
2-24	総務省	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)、研究開発(国の委託研究)、地域振興等(地方公共団体に対する助成)	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-25	農林水産省 国土交通省	土地改良法(昭24法195)に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の維持・管理・更新(財産権、水利権等を含む。)に関する事務(国、都道府県及び施設管理者による三者協議が整ったものに限る。)	整備等に必要な財源措置

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-26	経済産業省	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平17法85)に基づく総合効率化計画の認定等	国土交通省及び農林水産省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-27	国土交通省	国営公園(イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。)の管理に関する事務(占用・行為許可等を含む。)	移譲に伴う財源措置
2-28	国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄河川の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映
2-29	国土交通省	・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄国道の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

（別紙3）

移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限

No	府省	事務・権限	見直しの方向性
3-1	厚生労働省	・職業安定法（昭22法141）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督 ・職業安定法（昭22法141）に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	①公共職業安定所（ハローワーク）と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 ②ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組について、地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書に沿って、積極的に進める。 ③地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。
3-2	厚生労働省	雇用保険法（昭49法116）に基づく雇用保険の適用、認定、給付等	国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
3-3	環境省	石綿による健康被害の救済に関する法律（平18法4）に基づく認定申請の受付及び経由	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の受付及び経由を行う者として指定を希望する地方公共団体については、積極的に指定する。

（別紙4）

引き続き検討・調整を要する事務・権限

（各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの）

No	府省	事務・権限	備考
4-1	内閣府	沖縄振興特別措置法（平14法14）に基づく沖縄振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務、並びに二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	
4-2	厚生労働省	・職業安定法（昭22法141）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督 ・職業安定法（昭22法141）に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	3-1参照
4-3	厚生労働省	雇用保険法（昭49法116）に基づく雇用保険の適用、認定、給付等	3-2参照
4-4	厚生労働省	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平13法112）に基づく相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん	
4-5	農林水産省	農地法（昭27法229）に基づく農地転用の許可等	
4-6	農林水産省	食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務のうち地方公共団体に対する助成及び民間に対する広報啓発	
4-7	農林水産省	園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務（民間に対する調整、地方公共団体に対する助成及び地方公共団体による生産・流通対策等に係る調整）	
4-8	経済産業省	下請代金支払遅延等防止法（昭31法120）に基づく立入検査等	
4-9	経済産業省	工業用水道事業法（昭33法84）に基づく自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告	
4-10	経済産業省	中心市街地の活性化に関する法律（平10法92）に基づく事業計画の認定等	
4-11	経済産業省	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11法18）に基づく事業計画の認定等	

4-12	経済産業省	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平11法131)に基づく中小企業承継事業再生計画の認定、認定支援機関の認定及び監督等	
4-13	経済産業省	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)に基づく自動車製造業者等に対する報告徴収、立入検査	
4-14	経済産業省	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)に基づく研究開発計画の認定等	
4-15	経済産業省	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)に基づく事業計画の認定等	
4-16	経済産業省	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40)に基づく支援及び助言等	
4-17	経済産業省	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)に基づく事業計画の認定等	
4-18	経済産業省	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)に基づく事業計画の認定等	
4-19	経済産業省	新規産業の環境整備に関する事務(産業クラスターの支援、ソーシャルビジネスの振興)	
4-20	経済産業省	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に関する事務(地域イノベーション、情報処理の促進)	
4-21	経済産業省	JAPANブランド育成支援事業に関する事務	
4-22	国土交通省	観光振興等(民間に対する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等)	
4-23	国土交通省	直轄砂防事業等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	
4-24	国土交通省	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)に基づく総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括、道路運送法(昭26法183)に基づく旅客自動車運送事業の許認可等、自動車運送事業に対する助成(地域公共交通確保維持改善事業)	交通政策審議会において、地域の交通ネットワークの形成に関して、地方公共団体による主体的な取組を可能とし、地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組みの構築を検討する予定。

【参考資料１】

検討経緯

平成２５年３月８日　　地方分権改革推進本部（第１回）

安倍内閣総理大臣から各大臣に対し、地方分権改革の推進に率先して協力し、所管分野における改革にリーダーシップを発揮するよう指示。

平成２５年４月１２日　　地方分権改革有識者会議（第１回）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果を活かすべきとの意見。

平成２５年４月１６日　　閣僚懇談会

新藤地方分権改革担当大臣から各大臣に対し、これまでの経緯を踏まえた移譲の可否等の検討を依頼。

平成２５年５月２８日　　地方分権改革推進本部（第２回）

移譲の可否等について、各府省の回答を報告。

平成２５年６月１４日　　「経済財政運営と改革の基本方針について」閣議決定

「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方分権改革推進委員会の勧告を基礎に、（中略）国から地方への事務・権限の移譲等を、これまでの経緯や地方の声を踏まえつつ、引き続き着実に進める」

平成２５年６月２１日　　地方分権改革有識者会議雇用対策部会（第１回）

無料職業紹介に関する事務・権限について検討。

平成２５年７月１日　　地方分権改革有識者会議雇用対策部会（第２回）

無料職業紹介に関する事務・権限の見直しの方向性について取りまとめ。

平成２５年７月３日　　地方分権改革有識者会議地域交通部会（第１回）

自家用有償旅客運送に関する事務・権限について検討。

平成２５年７月２６日　　地方分権改革有識者会議地域交通部会（第２回）

自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しの方向性について取りまとめ。

平成２５年８月２９日　　地方分権改革有識者会議（第４回）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針案について検討。

【参考資料２】

地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書（抜粋）

５　見直しの方向性等

以上の議論を受けた見直しの方向性等は以下のとおりである。

(1) ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の観点から、積極的に進めるべきである。これは、求人と求職のマッチング機能の強化を掲げる政府方針（日本再興戦略）にも沿うものである。

(2) こうした取組により得られる求人情報をどのような形で活用し、どのような成果を挙げることを目指すのかについて、地方公共団体がヴィジョンを明確にして取り組むことを期待する。

(3) 実務的な課題であるが、情報提供のためのシステムの在り方を検討するに当たっては、情報セキュリティを念頭に置きつつ、地方公共団体が地域の特性を生かした無料職業紹介事業を効率的かつ効果的に実施することができるよう、導入費用が過大なものとならないよう配慮することが必要である。

(4) 今回の取組を円滑かつ効果的に実施するため、次の事項に積極的に取り組むべきである。

① 一体的取組等の既存事業の課題等を確認し、ハローワークの求人情報の活用にも生かすこと。

② 地方公共団体に提供したハローワークの求人情報が地方公共団体によって適切に活用されるためには、地方公共団体の職員の専門性向上が重要であり、地方公共団体において積極的に取り組むこと。また、国（厚生労働省）は必要な支援を行うこと。

③ 地方公共団体が発行する紹介状が、ハローワークが発行する紹介状と同等の位置づけとなるよう、国（厚生労働省）が事業者に支給する雇い入れ助成金については、地方公共団体からの紹介による雇い入れの場合にも支給すること。

(5) 上記(1)～(4)を着実に推進し、ハローワークの求人情報ができるだけ広く活用されて最大限の成果を挙げられるよう、早急に国（厚生労働省）と地方公共団体との間で協議を行うことが望まれる。また、今後実務的な検討を進めるに当たって、国と地方公共団体の連携が密に保たれるよう相互に十分配慮するべきである。

【参考資料３】

地方分権改革有識者会議地域交通部会報告書（抜粋）

５　見直しの方向性等

人口減少や高齢化が進む中、バスやタクシーのサービスが十分に提供されない地域において、高齢者や障害者などの移動手段を確保することは、住民の生活を維持する上で不可欠であり、また、地域の活性化を図るためにも重要な課題である。

地方公共団体は、住民の福祉、教育、地域交通など暮らし全般に責任を負う立場にあることから、これまで以上に、このような地域における移動手段の確保に取り組むことが求められている。その具体的な方法として、地方公共団体やＮＰＯ・地域団体等が担い手となる自家用有償旅客運送の果たす役割は、ますます重要となっている。

以上の認識に立ち、本部会におけるこれまでの議論を踏まえた見直しの方向性等は、以下のとおりである。

(1) 事務・権限の移譲

①　移譲先

自家用有償旅客運送は、主として市町村単位のエリアにおいて、住民等の生活を支えるために行われる運送である。また、市町村は、住民の居住・活動に関する情報や地域交通のニーズを最も把握し、住民の要望に直接責任を担う立場にある。さらに、その実施に当たっては、地域における移動手段確保に取り組む意欲を持ち、関係者の合意形成を図るなどの能力を備えるとともに、安全で安定的な運行を確保する責任と覚悟が求められるものである。

このため、現在は国（国土交通省）が行っている、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の担い手としては市町村がふさわしいと考えられ、事務・権限の移譲先としては、希望する市町村を基本とすべきである。

一方で、財政状況を含め執行体制上の懸念などから事務・権限の移譲を希望しない市町村が出てくることも考えられる。このような市町村に対しては、まずは、移譲を受けやすくするための環境整備を国（国土交通省）が行い、移譲の促進を図ることが必要である。

また、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、市町村とともに住民の暮らし全般に責任を負う立場にある都道府県が、上記のような意欲・能力を持つ場合、市町村にかわって役割を果たすことが考えられる。

このため、当該事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲することができるようにすべきである。

なお、当初は事務・権限の移譲を受けなかった市町村が、その後希望するに至った場合には、当該市町村にも移譲することができるようにすべきである。

以上のように事務・権限が移譲されることにより、運営協議会の主宰から登録・安全確保に至る一連の役割が地方公共団体で完結することから、登録までの手続の迅速化が図られることはもとより、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保につながることが期待される。

② 移譲先の体制整備

移譲に当たっては、移譲先において、輸送の安全を確保し、利用者保護を図るための事務・権限を適切に執行する体制を整備することが不可欠である。

このため、国（国土交通省）は、これまで蓄積した専門的な知見やノウハウはもとより、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承するために必要な措置を講ずるとともに、移譲後においても事務・権限が適切に執行されるよう、移譲先の地方公共団体との連携を図り、これを支援すべきである。

また、国（国土交通省）は、自家用有償旅客運送の実施とその登録・監査等の事務が同一の地方公共団体に帰属する場合であっても、適正な登録・監査等が実施されるよう必要な措置を検討すべきである。

(2) 地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置

① 国（国土交通省）は、

（ⅰ）これまで法人格のある団体に限られていた実施主体を弾力化すること、

（ⅱ）運送の種別ごとに限定されていた旅客の範囲を拡大すること、

（ⅲ）運送の対価は、実費の範囲内であり、営利を目的としているとは認

められない妥当な範囲内であれば設定可能である旨の周知を徹底すること、

（ⅳ）地域における合意形成の手続や運用を改善すること、

（ⅴ）登録更新における書類の省略等事務手続を簡素化すること、

など、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう必要な措置を検討すべきである。

② 国（国土交通省）は、（１）の事務・権限の移譲及び（２）①の措置に係る制度改正に当たって、その趣旨・内容が地域交通を担う現場に至るまで十分浸透するよう周知を徹底するとともに、地方公共団体は、地域における移動手段を確保していく観点から、制度についての理解を深め、その趣旨を十分に活かすよう積極的に取り組むべきである。

③ 地方公共団体は、これまで運営協議会で定められてきた不合理な「ローカルルール」の是正に向け、引き続き、必要な措置を講ずるべきであるとともに、国（国土交通省）もその取組が促進されるよう積極的に働きかけを行っていくべきである。

(3) その他

以上の取組に加え、第１回有識者会議において古川議員から指摘された、

① コミュニティバスであっても定員 11 人以上の場合には車両に旅客運送業の性能基準が求められること、

② ２点間の近距離観光タクシーでは定額料金の導入ができないこと、

については、

① 高齢者・障害者の安全性、利便性に留意しつつ、基準を見直すこと、

② 近距離でも定額料金が可能となるよう運用を見直すこと、

を確実に実施していくべきである。

資料6

今後のスケジュール案

事務・権限の移譲等

8月29日　地方分権改革有識者会議（第4回）
- 雇用対策部会・地域交通部会の報告
- 当面の方針案の議論

9月中旬　地方分権改革推進本部
- 当面の方針の決定

9月下旬　地方分権改革有識者会議
- 今後の進め方議論

（適宜、有識者会議に進捗状況を報告）

12月　見直し方針閣議決定

3月　一括法案閣議決定、国会提出

地方分権改革の総括と展望

8月29日　地方分権改革有識者会議（第4回）
- 「総括と展望」の進め方について議論

9月中旬　地方分権改革推進本部
- 「総括と展望」の進め方について議論

9～10月　地方公共団体への調査

9～12月　地方分権改革有識者会議（月2回程度開催）
- 学識経験者・地方六団体からのヒアリング（3回程度）
- 地方への調査結果の報告、中間取りまとめに向けた議論（3回程度）

⇒「総括と展望」に関する中間取りまとめ（12月）

1～3月　有識者会議地方懇談会(仮称)の開催
- 有識者会議において、最終とりまとめに向けた議論

4～5月　有識者会議で「総括と展望」に関する取りまとめ

6月　骨太の方針に反映

6～7月　地方分権改革シンポジウム（仮称）開催

7月以降　最終取りまとめを受けた検討・整理を推進

資料３

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類	Ｈ　地域振興対策

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
地　域 活性化 〈地域交通〉	2509H 自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲	自治体内を運行区域とする乗合タクシー、地域内循環バス運行に係る許可権限、運賃及び料金に係る認可権限等を都道府県知事に移譲。	**【事業許可について】** ○乗合タクシーは道路運送法に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」又は「特定旅客自動車運送事業」に、地域内循環バス運行は、「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当するものであり、当該事業を行う場合は、いずれも国土交通大臣の許可を受けなければならない。 ○なお、自治体内（同一市町村内）における乗合タクシー及び地域内循環バスの運行については、上記の許可による運行のほか、市町村等が道路運送法に基づく「自家用有償旅客運送」に係る国土交通大臣の登録を受けて行うことも可能である。 **〈一般乗合旅客自動車運送事業とは〉** 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業のうち、不特定多数の旅客を運送する事業 **〈特定旅客自動車運送事業とは〉** ある特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送することのみを事業とする旅客自動車運送事業 **【運賃・料金の決定について】** ○一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 なお、市町村が主体となって設置される地域公共交通会議（道路運送法に基づく会議）において協議が調った運賃等については、国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。 ○特定旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。 ○自家用有償旅客運送者が旅客から収受する対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。 **【その他】** ○現在、国の地方分権改革有識者会議において検討が進められている「国から地方への事務・権限の移譲」では、「総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括」、「旅客自動車運送事業の許認可等」、「自動車運送業に関する助成」が移譲の対象となっており、なかでも、自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、部会を設置し、重点的に検討が進められている。 ○自家用有償旅客運送の登録権限の移譲については、道州制特区第５回提案（H23.10.28）において国に提案しており、国からは、「『希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する』とした、国土交通省における出先機関の事務・権限仕分け（自己仕分け）結果に基づいて、北海道の要望や市町村の意見も伺いながら、今後、必要な検討を進める」との回答が示された。 ○当該業務は、北海道運輸局及び支局（道内７カ所）が行っている。	○道路運送法の改正	【メリット】 ○（総合）振興局が許可や登録の申請窓口になれば、申請場所が増え、申請者の利便性が向上する。 【デメリット】 ○専門性や事務量等の面から、本庁のみが業務を行うことになった場合、現行よりも申請場所が減ることになる。	総政） 地域主権局	○	１次で整理する理由等

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
地　域 活性化 〈独自基準の設定〉	3511H 高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲	北欧のスウェーデンでは、林業振興や地産地消による地域経済の活性化を図るため、高層の木造建築物を認めている。 日本で高層の木造建築物を建設する際は、建築基準法に定められた仕様規定や耐火性能検証法により建築確認を行うが、建築基準法を満足できない場合は、先端的技術や新工法を取り入れた設計が可能となるよう指定性能評価機関の性能評価を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。 新工法による高層木造建築の認定が迅速となるよう認定権限の移譲を求める。	○高さが１３ｍを超える建築物で、主要構造部（床、屋根及び階段を除く）に木材を用いたものは、建築基準法（以下、「法」という）第２条第９号の２イに掲げる基準に適合するもの（＝耐火建築物）としなければならない。（法第２１条第１項） ○法第２条第９号の２イでは、耐火建築物の要件として、主要構造部を耐火構造とするか、建築基準法施行令（以下、「令」という）第１０８条の３に定める技術的基準に適合するものでなければならない、と規定している。 ○令第１０８条の３に定める技術的基準とは、主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること、あるいは、国土交通大臣の認定を受けたものであること、をいう。（令第１０８条の３） ○この認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができることとされている。（法第６８条の２６） なお、当該認定事務は、国土交通省本省が行っている。 ○北海道内では、地方独立行政法人　北海道立総合研究機構（以下、道総研という）が、性能評価機関に指定されているが、同機構の性能評価に対する業務区分は、耐火構造については壁のみであり、壁以外の評価はできない。	○建築基準法の改正	【メリット】 ○手続きの軽減や迅速化が図られ、申請者の利便性が増す。 ○高層木造建築物の建設が進むことになれば、林業や住宅産業の振興につながる。 【デメリット】	建） 建築指導課	○	
							１次で整理する理由等	

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
地　域 活性化 〈その他〉	2510H 地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築	十勝の新鮮な農産物、海産物を活用し、健康を維持するための食育や食とセットとなった医療（温泉療法を含む）、観光とセットとなった検診、農業体験などを通じて農産物の生産農家との交流、農業の理解など、十勝全体が持つ資源を健康づくりに結びつけ、十勝全体が健康づくりにふさわしい地域としていくためのシステムの構築及び健康保険の適用	○食育や食とセットとなった医療、観光とセットとなった検診、農家との交流等については、総括的に規定されている法令がなく、また、移譲対象となる国の権限も想定されない。 ○平成２４年３月３０日に閣議決定された政府の「観光立国推進基本計画」において、医療と連携した観光について、「外国人患者等の受入環境を整備しつつ、医療と連携した観光ツアーの多様化・高付加価値化等を推進する」としている。 ○平成２５年６月１４日に閣議決定された政府の「日本再興戦略」においても、医療と連携した観光の促進が掲げられている。 ○現在道では、医療ツーリズムに関して具体的な取組は行っていない。	〈医療ツーリズム〉 現行制度により対応可能 〈健康保険の適用〉 健康保険法等医療保険関係法令の改正	【メリット】 ○医療ツーリズムによる地域の振興、観光の振興が図られる。 ○外部からの健診等の対応を通じ、地域における健診受入体制の充実や保健サービスの向上が図られる。 【デメリット】 ○外部からの健診等の対応が優先され、地域住民の健診や診療機会の確保に支障が生じる可能性がある。 ○健康保険料負担の不均衡が生じることにより、医療の公平性が失われるおそれがある。	保） 健康安全局 経） 観光局		○
							１次で整理する理由等	
							②、④ 食育や食とセットとなった医療等に係るシステムの構築については、国からの権限移譲を伴うものではないことから、道州制特区提案になじまない。 健康保険の適用については、国民皆保険制度により、全国一律の対応とすべきものである。	

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
地　域 活性化 〈その他〉	1514H 税制優遇による人口の増加と観光の活性化	税制の優遇により、人口の増加を図り、地域を活性化させる。 ○所得控除制度の課税所得の一部控除 ○法人事業所税の一定期間の課税免除 ○固定資産税一定期間の課税免除 ○道内に特定免税店を創設	**【税制優遇関係】** ○**所得控除**とは、所得税額の計算に当たり、医療費や保険料、扶養の状況など、納税者の個人的事情により生じる所定の額を、所得から控除するものである。（根拠法令：所得税法） ○**事業所税**は、道路、公園、上下水道など都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。事業所税を課すことができるのは指定都市等に限られており、道内では札幌市と旭川市が該当する。事業所税は、当該自治体に事務所・事業所をおいて事業を行う法人又は個人に課される。（根拠法令：地方税法） ○**固定資産税**は、土地、家屋、償却資産に対して、市町村が課す税金である。（根拠法令：地方税法） ○**課税免除**は、本来課税対象となるものであるが、公益上その他の事由があるときは、地方団体の判断により課税しないことができるものであり、地方団体の条例により規定することとされている。（根拠法令：地方税法） ○離島振興法など個別の立法措置に基づき地方自治体が課税免除又は不均一課税を行うことによって生じる減収部分は、国の政策的配慮から、一定のものに限り地方交付税において減収補てんが受けられることとされており、道では、国の減収補填が受けられるものについて、課税免除又は不均一課税を行っている。 **【特定免税店関係】** ○現在、日本で特定免税店が認められているのは沖縄県のみである。これは沖縄振興特別措置法に基づくものであり、他都道府県に適用される特定免税店制度はない。 ○道州制特区第２回提案（H20.3.31）において、国に対し、道内での特定免税店の設置を内容とした「特定免税店制度の創設」及び観光関連施設等の整備に対する投資減税を内容とした「国際観光振興業務特別地区の設定」を提案したが、「提案内容をこの制度で措置することは困難。別の手法を採り得ないか、別途検討」との回答が示された。 ○道では、今年５月に、「特定免税店制度の創設」や「観光振興のための施設整備に係る課税の特例措置」等を規定した「北海道観光振興特別措置法」の制定について、北海道知事や北海道観光振興機構会長などの連名により、自民党に要望書を提出するなど取組を進めている。	○所得控除 →所得税法の改正 ○事業所税、固定資産税の課税免除 →現行法令により対応可能 ○特定免税店の創設 →根拠法となる特別法の制定、関税暫定措置法の改正	【メリット】 **（税制優遇）** ○納税者は、課税免除等により優遇された資金を設備投資や経営改善の費用に充てられることから、観光産業の振興が図られる。 ○所得控除や固定資産税の課税免除は、北海道に移住又は定住を考えるひとつの要素となる。 **（特定免税店）** ○ブランド品の購入を目的とした観光客の誘致につながる。 【デメリット】 **（税制優遇）** ○税負担の公平性の問題が生じる。 ○課税免除分について、地方交付税による減収補てん措置がない場合、課税免除等を行った自治体は減収となることから、財政悪化が懸念される。 ○国税５税のひとつである所得税の減収は交付税の総額の減少につながるものであり、全国の自治体に影響が及ぶ。 **（特定免税店）** ○一般の輸入品販売店や土産品販売店への影響などが懸念される。	総） 税務課 総政） 市町村課 経） 観光局	１次で整理する理由等 ②、④ ○事業所税、固定資産税の課税免除については現行制度により対応が可能。 ○所得控除、特定免税店の創設については、道州制特区第２回提案において国から示された回答により、道州制特区制度において対応することは困難。 ○特定免税店制度の創設等を含む、「北海道観光振興特別措置法」の制定については、今後も引き続き国に対して要望等を行っていく。	○

＜過去の類似提案＞　　※H19.10.19 第６回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	理由等 国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他	理由等	関係部課	個票番号
地域活性化〈道民に対する優遇措置〉	減税措置	気象条件の克服や地域経済の発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	1	1				○	・専ら国税・地方税の根幹に係る制度論であり、例えば、地方税においては、地方自治体の裁量で減免することができるが、税負担の公平性の問題がある。 ・住宅建設の際の消費税の廃止については、各種団体等が住宅消費税の廃止を要望している。 ・固定資産税については、住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられているが、住宅用地特例からは別荘用地が除かれている。 ・不動産取得税については、一定の住宅及び住宅用土地の取得については、住宅事情等を勘案し、軽減措置が講じられている。なお、「別荘」は住宅から除かれている。 ・消費税については、食料品は非課税取引とされていない。	総政）市町村課、地域主権局 建）建築指導課 総）税務課	1001H 1070H 1071H 3030H 3031H 3032H

＜過去の類似提案＞　　※H19.10.19 第６回提案検討委員会 →　国に第２回提案

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
観光振興〈観光客誘致〉	国際観光の振興	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	・国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル（§3）及び旅館（§18）での国際放送受信設備、高速通信設備の整備については、平成19年度から、租税特別措置法により、所得税、法人税について特別償却30%または税額控除７%の措置が講じられている。 ⬇ **※当該措置は、平成２２年度税制改正において廃止された。**	国際観光の振興のために施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対する、国税、地方税の優遇措置	【メリット】 ・国税、地方税の優遇措置を受けることで、企業が国際観光の振興に資する施設・設備の整備などに取り組みやすくなり、本道の外国人観光客の受入体制の整備等が促進される。 【デメリット】 ・国税、地方税の優遇措置により、国と地方の税収が減少する。	経）観光のくにづくり推進局参事 総）税務課	3038D

＜過去の類似提案＞　　※H22.1.22 第34回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
地域活性化〈道民に対する優遇措置〉	法人税率と贈与税率の特例	法人税率減免は企業誘致に効果あり。贈与税率減免は所得のある高齢者の移住を促進する。	1	1	・法人に関する税では、国税である法人税のほか、地方税である法人事業税（都道府県税）、法人道府県民税（道府県税、市町村税）がある。 ・贈与税は相続税と補完的な性質を持つことから、相続税法の中で規定されている。 ・贈与税の納税義務者は贈与によって財産を取得した人であり、贈与税を免除しても贈与を行う人の移住には繋がらない。 ・移動の自由がある中で北海道に居住する者のみ贈与税を減免する合理的・実効的な方策が困難	法人税法、相続税法等の特例	【メリット】 ・法人税率の減免は企業の誘致促進につながる。 【デメリット】 ・税負担の公平性の問題がある。 ・贈与税率の減免については、住民票だけ北海道に移して、実際は別のところに住む人の贈与税を免除することがあり得るため、国全体の相続税・贈与税の仕組みを壊してしまう。	総政）地域主権局	1425H

＜過去の類似提案＞　　※H19.10.19 第６回提案検討委員会 →　国に第２回提案

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
観光振興 〈観光客誘致〉	特定免税店制度	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	1	1	・沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置（法人税など）、沖縄型特定免税制度に係る特例措置（関税の免税）、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置（法人税など）、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置（所得税・法人税、関税など）などが講じられている。 ・国際線が就航している空港から海外へ出国する場合、免税店が設置されており、関税を免除されている。	・新法の制定 北海道振興特別措置法（仮称） ・関税暫定措置法の改正	【メリット】 ・北海道内で関税を免除した額で輸入ブランド品が購入可能となること、また、消費税が免除された額で商品が購入可能になることは、北海道観光の魅力のひとつとなり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。 【デメリット】 ・一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。	経） 観光のくにづくり推進局参事	1022D 3077D
					・消費税は、物品及びサービスの消費に広く負担を求めるというもので、非課税取引を除いて、国内での商品やサービスのほとんど全ての取引に課税される。 ・非課税取引とは、消費税の性格から課税の対象とすることに馴染まないもの、社会政策的な配慮により非課税とするものがあり、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合には、消費税が免除されている。	・消費税法の改正			

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
地　域 活性化 〈地域防災対策〉	4507H コミュニティ放送の放送区域の拡大	コミュニティ放送の放送区域を振興局管内まで拡大する北海道特例措置等を創設する。	○コミュニティ放送局とは ・市区町村内の一部の区域において、地域に密着した情報を提供するため、平成４年１月に制度化された超短波放送局である。 ・空中線電力が２０ｗ以下で必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものとしており、総務大臣の免許を受けて運用される民間の放送局である。 ・ＦＭ放送の周波数帯を利用して放送を行うため、ＦＭラジオで聴くことができる。 ・平成25年７月10日現在、全国で２７５局、道内で２６局が開局している。 ○コミュニティ放送の放送区域 放送法施行規則・別表第５号１２において、「一の市町村の一部の区域」とされ、併せて「当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする」とされている。 ○空中線電力や放送区域については、総務大臣に申請しなければならない。 （電波法第６条） ○ 国が行っている構造改革特区提案において、過去に本件と同内容の提案（２０ｗを超える空中線電力を認め、放送区域を拡大する）が出されているが、次の理由等により認めていない。 ・コミュニティ放送局の空中線電力を２０ｗ以下としているのは、同一周波数帯を使用できなくなる周辺の影響エリアをできるだけ狭くし、より多くの地域でのコミュニティ放送を可能とするためのもの。出力２０ｗ超の例外を認めることは、現在、想定している範囲以上に影響エリアを拡大することとなり、総体的に、開設できるコミュニティ放送局の数を減少させることになる。 ・現行制度においても審査基準に適合していれば、中継局の設置により放送区域の拡大は可能である。 ※なお、２０ｗ超の空中線電力を認める特例があり、平成24年2月15日に、稚内市のコミュニティ放送局で空中線電力５０ｗが認められている。 ○全国知事会がとりまとめた「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年７月15日）では、「放送局の許認可等」の事務は、国に残すべき事務として整理している。	○電波法の特例 ○放送法施行規則の改正	【メリット】 ○地域のきめ細やかな情報の発信源として、情報伝達や情報共有が強化されることにより、災害や事故発生時の安全対策が向上するとともに、地域の連携や交流が促進される。 【デメリット】 ○周辺地域の既存放送局等との混信が生じるおそれがある。 ○周辺地域における新規開設に支障が生じる可能性がある。 ○現在、コミュニティ放送は県域放送に比べて簡易な手続きとしていることから、コミュニティ放送を広域化することにより、その緩和された規律適用の根拠を失ってしまう。 ○事務が移管された場合、新たに専門職員の配置や設備投資が必要になるなど、歳出増が懸念される。	総政） 地　域 主権局		○
							１次で整理する理由等	
							① 国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用する必要があることから、国が所管すべきである。	

＜過去の類似提案＞　　※H19.10.19 第６回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		理　　由　　等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
地域防災対策〈地域防災対策〉	コミュニティーＦＭの出力	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1	○				・国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。	総政）地域主権局	1051H
地域活性化〈その他〉	コミュニティーＦＭの出力	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200Wまでとする。	1	1	○				・国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。 ・「コミュニティ放送局」は一般の放送局とは異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局。	総政）地域主権局	3081H

＜過去の類似提案＞　　※H20.2.6 第13回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		理　　由　　等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
地域防災対策〈地域防災対策〉	コミュニティーＦＭの放送区域の拡大等	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。 また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能とする。	1	1	○				・国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。	総政）地域主権局	1211H

＜過去の類似提案＞　　※H21.1.22 第27回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
				重複除く					
地域活性化〈その他〉	ＦＭ放送波の地方自治体への割り当て	ＦＭ放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。	1	1	・国は、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用できるようにするため、電波法により利用目的に応じた使用可能な周波数帯と電波の出力を定めている。 ・一般の放送局とは異なり、区町村内の一部の地域において放送できるコミュニティ放送が平成４年１月に制度化されており、同制度により地域の特色を生かした番組などを通じて地域のきめ細かな情報を発信することができる。	電波法の特例	（メリット） ・住民や地域を訪れた観光客に地域に密着した情報を提供し、行政と住民の距離を狭めるとともに、産業振興に資する。 （デメリット） ・使用できる周波数に余裕がなく過密に使用されている状況で、他の利用希望者との間で調整が必要である。 ・電波の割り当てにより、新たな設備投資や電波使用料の支払など財政負担が増加する。	総政）地域主権局	2302H

＜過去の類似提案＞　　※H22.1.22 第34回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		理　　由　　等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
地域活性化〈その他〉	地域ＦＭの特例	北海道は広大な面積で人口密度は低い。しかし電波法は東京も北海道も同一の法律を適用されている。 電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。（例えばミニＦＭ放送局の出力を東京の１０倍にする。東京並の人数が受信できミニＦＭ局も運営できるようになる）	1	1	○				・電波（周波数）は、空間を共通の伝送路として使用するため、その無線局の発射する電波が到達する範囲であれば何処の場所においても通信をすることができるが、同じ場所で同じ周波数、或いは、接近した周波数を使用すると、混信妨害となる等、使用する周波数及び場所の両方から制限が必要となることから国外や他地域との調整が必要であり、国が、電波法に基づき、周波数及び電波の強さを定めている。	総政） 地　域 主権局	1420H

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
地方自治の強化 〈住民自治の強化〉	1514H 北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲	都道府県の議会議員の選挙区は公職選挙法に規定されており、北海道議会議員の選挙区は、支庁所管区域と市の区域とされている。 今後、広域行政や人口減少が進めば、現在の選挙区ごとの人口が不均一となることが予想されており、現状の選挙区では全道民の声を適切に反映できるのか危惧される。 そこで、都道府県議会議員の選挙区の設定権限を北海道に移譲する。	**【都道府県議会議員の選挙区の設定】** ○都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法で定める基準に基づき、都道府県の条例で定めることとされており、道では、「北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」において規定している。 ○都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法第１５条により郡市の区域によることとされているが、北海道については、公職選挙法第２７１条により「支庁の所管区域」と「市の区域」によることとされている。 ○郡（支庁）又は市の人口が一定基準を下回る場合は、隣接する他の郡市の区域と合わせて一の選挙区を設けなければならないこととされており（公職選挙法第１５条第２項）、選挙区の設置に当たっては、行政区画、地勢交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないこととされている（公職選挙法第１５条第７項）。 **【道議会議員定数等検討協議会における検討】** ○道議会議員の定数や選挙区については、道議会の各派の幹事長で　構成される「道議会議員定数等検討協議会」においても検討されている。 ○当協議会では、都道府県議会議員の選挙区については郡市の区域によらず、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう、公職選挙法を改正すること等について、本年３月に、総務省及び自民党の選挙制度関係者に要請を行っている。 **【政党による公職選挙法改正に向けた動き】** ○本年６月、自民、公明両党は、都道府県議会議員の選挙区については郡市の区域によらず、一定の条件の下、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること等を内容とした公職選挙法改正案を衆議院に提出。今後、国会で審議される見通しである。 **【全国都道府県議会議長会における動き】** ○全国都道府県議会議長会は、平成21年10月、都道府県議会議員の選挙区については郡市の区域によらず、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう、公職選挙法の改正を求めることを内容とする「公職選挙法の改正を求める緊急要請」を行い、以後、継続的に国に対して要請。直近では、平成25年4月9日に、次期統一地方選挙に間に合うよう公職選挙法を改正するよう、関係国会議員に対して要請を行っている。	○公職選挙法の改正	【メリット】 ○地域の実情にあった選挙区の設定が可能となる。 ○地域による議員の数の偏在が抑制される。 【デメリット】	総政） 市町村課 議会） 政策調査課 選管）	○	
							１次で整理する理由等	

＜過去の類似提案＞　※H20.11.6 第24回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
				重複除く					
地方自治の強化 〈住民自治の強化〉	都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。	1	1	・都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法第１５条により郡市の区域によることとされているが、道においては、公職選挙法第２７１条の特例規定により支庁の所管区域と市の区域とされている。 ・都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法で定める基準に基づき、条例で定めることとされており、道においても「北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を制定しているところである。 ・合区により選挙区を設ける場合は、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないこととなっており、この基準に基づき選挙区を検討する必要がある。 ・北海道総合振興局設置条例を平成２１年４月１日に施行するため、現在、国に対して現行の選挙区を維持することができるよう公職選挙法の改正を要望しているところであり、国においては法改正の検討を行っているところである。このため、当該公職選挙法の改正の動向を踏まえた上で検討する必要がある。 ⬇ ※現在は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第１条で、「地方自治法第155条第１項の規定により、支庁として、北海道総合振興局及び北海道振興局を設置する。」と規定されたことから、法改正の必要はなくなり、公職選挙法第２７１条の支庁の区域は、条例で定める振興局の区域となっている。	公職選挙法の特例	（メリット） ・地域の実情にあった選挙区の設定が可能になる。 ※道議会議員の選挙区の区割りに関しては、道議会の意向を尊重する必要がある。	総政）市町村課	3323H

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
地方自治の強化 〈自治体財政・会計の改善〉	4508H 地方公共団体の債権回収の一元化	住民が地方公共団体に対して負担する債務（税・料等）については、根拠法令や担当する部署が分離している。これによって、地方公共団体のコスト増や住民の支払い方法の煩雑さ等の問題が生じている。 また、未収債権の増加は地方公共団体の財政を圧迫しており、自治そのものの発展に大きなブレーキとなっている。 このような事態の打開のため、債権回収の縦割りを止め、その地方公共団体で一元管理し回収することが、コスト減と住民サービスの見地からも有効と考える。 〈提案事項〉 ・現行の各種債権回収の根拠法令の整備 ・債権回収を一元化したセクションの設立	○現状において道では、債権の一元管理・回収は行っておらず、個別法を所管するそれぞれの部局が所管の債権について管理・回収を行っている。 ○地方公共団体が有する債権には、公法上の理由に基づき発生する「公債権」と、私法上の理由に基づき発生する「私債権」（各種貸付金、公立病院の診療料等）がある。さらに「公債権」は、税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（税、国民健康保険料、保育料等）と、滞納処分の例によることができないもの（体育館・プールなどの公の施設の使用料等）に分けられる。 ○道では、行政サービスの質の維持向上、地域経済の活性化及び行政コストの削減などの観点から、「類似業務の集約・一元化」や「北海道市場化テスト」（民間開放）を進めている。「未収金回収業務」についても、その検討項目のひとつとして、民間委託を前提とした庁内の組織・機構面での集約一元化を検討している ○検討の進め方として、費用対効果などの観点から、単体で民間委託が可能と判断される業務から順に民間開放を進めており、これまでに中小企業高度化資金貸付金など５つの債権の回収業務を民間に開放し、サービスや費用対効果の点で実施効果が生じている。 ○今後の検討方向については、外部有識者で構成される政策評価委員会から「各部毎の集約を検討するとともに、部を超えた集約も検討すること。」との意見を受けていることから、まずは所管部局内での集約・一元化の検討を進める予定。	○庁内組織・機構面での集約一元化等	【メリット】 ○納付や相談の窓口を一元化することにより、債務者の利便性が向上する。 ○債権回収に関する専門的知識やノウハウが蓄積されることで、回収率の向上やコスト削減が図られ、業務をより効果的・効率的に行うことができる。 【デメリット】 ○債権情報の一元化を構築するシステムの改修整備に多額の費用を要する。 ○一元的に徴収した場合、税債権が優先し、税以外の債権の回収が後回しになってしまう可能性がある。 ○一元化した債権情報に税の情報が含まれれば、税法上の守秘義務が生じるため、携わる職員全てが徴税吏員となる必要がある。 ○一元化により効率性は増す反面、債務者に対するきめ細やかな対応が疎かになるおそれがある。	総） 行政改革課 総） 税務課		○
							１次で整理する理由等	
							② 債権回収部局の一元化は、国からの権限移譲を求めるものではなく、庁内組織・機構の改正により対応可能であることから、道州制特区提案にはなじまない。	

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向 分野別 審議へ	対応方向 １次 整理
地方自治の強化 〈自治体財政・会計の改善〉	2511H 広域連合への課税権の付与	広域連合に課税権を認めていただきたい。このことによって、自主財源をもって広域連合が自主的に動ける多様な自治が図られることになる。	**【広域連合とは】** ○広域連合は、地方自治法に規定された「特別地方公共団体」であり、広域的に事務を共同処理する方式のひとつである。 ○広域連合は、都道府県、市町村、特別区が設置することができる。 ○一部事務組合は、構成団体が同一の事務を持ち寄って共同処理をするのに対して、広域連合は、異なる事務を持ち寄って処理することが可能であり、広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できる仕組みとなっている。 ○広域連合は広域計画を作成しなければならないが、広域計画には構成団体に関する事務を盛り込むことができること、国又は道から直接権限移譲を受けることができるなど、構成する地方公共団体から独立して機能を発揮し得る制度となっている。 ○広域連合は、平成２５年４月１日現在で、全国に１１５団体、道内に１３団体がある。 **【広域連合の財源】** ○広域連合の歳入は、構成団体からの負担金や実施事業に係る国、都道府県等からの補助金によって運営されていることから、事実上自主財源がなく、独自の事業を実施することが困難である。 **【広域連合と課税権について】** ○地方税の課税権については、地方自治法第２２３条において、「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる」と規定しており、特別地方公共団体に課税権は認めていない。 なお、ここでいう「法律の定めるところにより」とは、地方税法を指す。 ○第２８回の本委員会において、「広域連合への地方交付税交付」との提案に関し、地方交付税と課税権は密接に関連するものであり、国、都道府県、市町村それぞれに大きな影響を及ぼす可能性があることから、調査・議論等を行った上で、慎重に検討をしていく必要があるとされた。	○地方自治法の改正 ○地方税法の改正 ※税目によっては他法の改正も必要。 また、地方税法の改正により地方交付税の算定に影響が及べば地方交付税法等の改正も必要。	【メリット】 ○広域連合の自主財源が増加することにより、自由度が増すとともに、自主性が高まり、広域的な行政目的を達成するための取組が一層推進される。 【デメリット】 ○国から税源を移譲するとした場合、各省庁の強い抵抗が予想される。また、税源のみが移譲されることは考えにくく、何らかの事務・権限が移譲となることや、構成団体への地方交付税の影響が懸念される。 ○構成市町村から税源を移譲するとした場合、構成市町村では税収が減ることになり、財政状況の悪化が懸念される。 また、広域連合に参加する市町村と参加しない市町村との間で課税状況に違いが生じることになり、課税の公平性が保たれなくなるほか、住民にとっても複雑な制度となる。	総政） 地域主権局		○
							１次で整理する理由等	
							④ 広域連合への課税権の付与は、国から道への権限移譲を伴うものではないことから、道州制特区提案にはなじまない。	

＜過去の類似提案＞　※H21.2.20 第28回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
地方自治の強化〈その他〉	広域連合への地方交付税交付	広域連合にも地方交付税を交付する。	1	1	・地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源であり、市町村及び都道府県に交付される。 ・広域連合等を組織している地方自治体には、交付税の算定方法に特例がある。 （地方交付税法第１３条第１０項） ・道内の広域連合は１１団体ある（厚生　福祉４、環境衛生５，教育１、その他１）	地方交付税法の特例	（メリット） ・広域連合の財源が増加する場合は、広域連合が行う広域的な行政目的を達成するための取り組みが、より一層促進されることが期待される。 （デメリット） ・広域連合は構成市町村等の分担金をもって事務を行っているものを、広域連合へも地方交付税を交付することで、構成市町村等分の地方交付税総額が減少することが予想される。 ・地方交付税の交付団体について、都道府県及び市町村に広域連合を加えることは、地方交付税の計算が複雑となり、現在進めている交付税の算定の簡素化に逆行することとなる。	総政）市町村課	3318H

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
地方自治の強化 〈その他〉	4509H コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次	北海道は面積が広いことから、特に地方では、居住地から各種手続きを行うための所管官庁までが長距離であることが多い。 コンビニエンスストアは小規模拡散型の店舗展開をしており、地方にも行き渡っている。コンビニエンスストアにおける納税における貢献結果やATMの設置状況などから考えると、各法令に基づく役所への各種届出(例：各種開業の届出等)について、コンビニエンスストアで取次・集積ができるのではないか。	○現在、行政機関がコンビニエンスストアに委託している業務としては、各種税金、水道料金、国民年金保険料などがある。 （コンビニエンスストアの種類や地域により異なる） ○住基カードを利用してコンビニエンスストア（セブンイレブンなどに限定）の端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書等を取得するシステムを導入している市区町村は７１団体（平成２５年８月５日現在）。 身近な場所において休日や夜間でも証明書等を取得できることから住民の利用は増えており、実施を検討する市区町村も増えている。 ○庁内部局から報告のあった「コンビニでの取次等で考えられる事例」 ・地方税法に基づく申告書、申請書 ・私立学校の設置に関する届出 ・一般社団法人等の認可申請 ・保安林、森林計画等に関する各種届出 ・河川法、海岸法、道路法等に基づく各種申請　等 ※国から道への権限移譲を要するものはなく、道の条例や要綱等の改正によって実現できるものが多くある。 ○コンビニへの委託が困難と思われる業務 ・個人情報保護法や地方公務員法の守秘義務に関係してくる業務 ・単なる取次・集積ではなく、本人確認を要する届出（申請）や必要書類の有無の確認など審査を伴う届出（申請）	○提案にある「各法令に基づく役所への各種届出」の範囲が幅広く、対象が明確ではないため、まず検討対象になりそうな届出・申請の洗い出しを行った上で、個々具体に検討する必要がある。	【メリット】 ○届出場所が増える。 ○届出する時間が制約されない。 ○郵送により申請していた者にとっては、郵送料が軽減される。 ○届出漏れや申請漏れが減る可能性がある。 ○市区町村の窓口の混雑緩和や事務の軽減が図られる。 【デメリット】 ○コンビニエンスストアに対する委託手数料やシステム構築費用等が発生するが、それに見合った効果が見込めるか。 ○コンビニエンスストアが取次・集積をすることにより、届出（申請）者の郵送経費は軽減される反面、郵送業者の業務を奪うことになる。また、本来届出（申請）者が負担すべき経費を行政が負担することに住民の理解が得られるか。 ○届出（申請）書類は、コンビニエンスストアを経由して行政機関に届くことになるため時間的なロスが発生することがあり得る。 ○個人情報保護や守秘義務、コンビニエンスストアから行政機関への移送など、管理面で多くの問題が想定される。	総政） 地域主権局		○
							１次で整理する理由等	
							② 役所への各種届出についてのコンビニエンスストアでの取次・集積は、国から道への権限移譲を伴うものではないことから、道州制特区提案にはなじまない。	

資料4

道民アイデア（H24.4.1～H25.3.31）の概要

No.	提　案　事　項　名
1	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
2	外国語教育の推進
3	水質汚濁防止法の有害物質等の追加
4	「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等
5	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入
6	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要
7	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲
8	帰化の許可権限の移譲
9	最低賃金改定に係る事務の移譲
10	二輪の小型自動車の車検期間の拡大
11	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
12	一般家庭における酒類製造
13	外国人介護福祉士試験特区
14	地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制
15	エゾシカの現地での埋没処理
16	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進
17	超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲
18	公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区
19	国立公園内における地熱開発の取扱
20	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲
21	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲

NO.405

提案事項名	3512H　農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
提　案　者	個人
提案概要	・一定の農地面積を有していれば、市町村の規模に関わらず市町村単独で農業委員会を設置しなければならず、小規模市町村にとっては、農業委員のなり手不足や事務的、財政的な負担等の面から、委員会の運営は厳しい状況にある。 ・こうしたことを踏まえ、複数の市町村で農業委員会を共同設置できるようにする。あるいは、農業委員会の設置基準を改正する。
提案実現によって期待される効果	・農業委員の欠員（なり手不足）が解消される。 ・事務量や財政面での効率化が図られる。 ・広域的な農業振興が期待される。
関係法令	農業委員会等に関する法律 地方自治法

NO.406

提案事項名	3513I　外国語教育の推進
提　案　者	個人
提案概要	・義務教育開始時から終了時までの期間、英語と第二外国語を無料で学べる（授業に取り込む）制度を作る。 なお、第二外国語は、中国語、韓国語、ロシア語のいずれかとする。 ・義務教育終了後も、補助金や還付金等により、低額で外国語を学べる環境を提供する。
提案実現によって期待される効果	・教育熱心な高所得層が北海道に居住するようになる。 それによって税収も増える。 ・海外の学生を語学講師として招待することにより人脈が作られ、ビジネスに活用されることが期待される。
関係法令	学校教育法 学習指導要領

NO.407

提案事項名	4510F　水質汚濁防止法の有害物質等の追加
提　案　者	道職員
提案概要	・水質汚濁防止法に基づく有害物質等は水質汚濁防止法施行令に規定されているが、規制対象外の物質であっても汚染の原因となる物質が存在することから、知事が定められるようにし、規制を強化する。
提案実現によって期待される効果	・規制物質が増え､規制が強化されることで、より安全、安心な環境が作られる。 ・汚染問題が発生した場合の検査等に関して迅速な対応が可能となる。
関係法令	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法施行令

NO.408

提案事項名	1516F　「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等
提　案　者	団体
提案概要	・北海道経済産業局及び北海道地方環境事務所が所管している「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を道に移管するとともに、これと類似（関連）している「北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議」（道経済部所管）や「環境道民会議」（道環境生活部所管）等を統合、再編し、北海道におけるエネルギー・温暖化対策の推進体制を一本化する。
提案実現によって期待される効果	・政策の実効性や費用対効果の向上をもたらす。
関係法令	

NO.409

提案事項名	1517J　保険料の特別徴収の対象となる年金の選択的導入
提　案　者	団体
提案概要	・後期高齢者医療制度における保険料に係る年金からの特別徴収については、複数の年金を受給している場合は優先順位が定められており、かつ特別徴収される年金は、年額１８万円以上が受給される一種類に限られている。 ・このため、例えば、優先順位２位の年金の年額が１８万円以上であっても、優先順位１位の年金の年額が１８万円に満たない場合は特別徴収の対象とならない。 ・これを改善するため、特別徴収をする年金を選択できるようにする。
提案実現によって期待される効果	・被保険者の要望に添った特別徴収が可能となり、利便性が向上する。 ・保険料の確保が図られ、安定的な財政運営にも寄与する。
関係法令	高齢者の医療の確保に関する法律 高齢者の医療の確保に関する法律施行令

NO.410

提案事項名	1518J　限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要
提　案　者	団体
提案概要	・住民税非課税世帯などは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると、医療費の自己負担額が一定額までとなるなどの特例措置がある。 ・ただし、交付を受けるためには、市町村の窓口に毎年申請しなければならず、申請者の大きな負担となっている。 ・そこで、市町村窓口での申請を不要とし、被保険者証への表示により、自己負担額等の確認ができるようにする。
提案実現によって期待される効果	・被保険者の利便性の向上が図られる。
関係法令	高齢者の医療の確保に関する法律 高齢者の医療の確保に関する法律施行令

NO.411

提案事項名	1519H　総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲
提　案　者	団体
提案概要	・総合特区支援利子補給金は、総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者が金融機関から融資を受けた場合、利率０．７％を限度に５年間支給するものである。 ・当該補給金の認定に当たっては、内閣府の審査を受けなければならない。この認定権限を道に移譲する。
提案実現によって期待される効果	・審査が迅速になる。
関係法令	総合特別区域法 総合特別区域法施行規則

NO.412

提案事項名	4511Z　帰化の許可権限の移譲
提　案　者	道職員
提案概要	・帰化の許可は法務大臣の権限であるが、道内に居住し、特定の業務（研究、教育、スポーツ、観光等）に従事する外国人の帰化の許可については、知事に権限を移譲する。 ・知事の権限により、住所条件（引き続き５年以上日本に住んでいること）など帰化の条件を一定程度緩和する。
提案実現によって期待される効果	・海外から道内への移住者が増え、地域の活性化につながる。 ・北海道が国際交流、経済交流の拠点として戦略的な政策を実現できる。
関係法令	国籍法

NO.413

提案事項名	4512E　最低賃金改定に係る事務の移譲
提　案　者	道職員
提案概要	・北海道は、最低賃金が生活保護費の給付水準を下回る逆転現象が起こっていることや、広域分散型の地域構造であることを鑑み、最低賃金の決定権限を知事に移譲し、地域の実情に即した賃金とする。 ・具体的には、地域ごとに最低賃金を定めるとともに、産業別の最低賃金の区分を現行よりも細分化して定める。
提案実現によって期待される効果	・地域格差が是正される。 ・地域産業が発展する。
関係法令	最低賃金法 労働基準法

NO.414

提案事項名	4513D　二輪小型自動車の車検期間の拡大
提　案　者	道職員
提案概要	・冬期間は積雪により二輪の小型自動車の使用ができないことから、２回目以降の車検の有効期間を現行の２年から３年に延長する。 （現行）１回目：３年 → ２回目：２年 → ３回目：２年 （提案）１回目：３年 → ２回目：３年 → ３回目：３年
提案実現によって期待される効果	・二輪の小型自動車の保有者が増加することにより、地域経済の活性化、夏期間の渋滞緩和、環境負荷の軽減が期待される。
関係法令	道路運送車両法

NO.415

提案事項名	4514F　エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
提　案　者	道職員
提案概要	・北海道におけるエゾシカの狩猟期間は、銃、網、わな等の手法によらず、一律、10月1日から翌年の1月31日までとなっているが、発砲等による危険がない「わな猟」については、通年、一般での狩猟を可能にするよう法規制を緩和する。
提案実現によって期待される効果	・捕獲効率の上昇 ・農林業被害の減少 ・交通事故の減少
関係法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 銃砲刀剣類所持等取締法

NO.416

提案事項名	4515D　一般家庭における酒類製造
提　案　者	道職員
提案概要	・北海道内では長沼町と新篠津村が、いわゆる「どぶろく特区」に認定されているが、さらなる緩和を行い、家庭などでも自由に酒類を作ることができるようにする。
提案実現によって期待される効果	・地域の活性化が図られる。 ・農作物の消費拡大 ・移住者の増加 ・新しい雇用、事業の創設
関係法令	酒税法

NO.417

提案事項名	3514J　外国人介護福祉士試験特区
提　案　者	個人
提案概要	・超高齢化社会を迎え介護福祉士の需要は高まっており、国も外国人の受験を認めているが、合格率は低い。 ・そこで、国が行う介護福祉士国家試験の権限を道に移譲し、北海道独自の外国人介護福祉士試験を実施することで供給の拡大を図る。 ※母国語での受験可とし、介護知識の習熟度を測る ※簡易な日本語での試験を実施し語学力を担保する ※外国語習得能力適性検査やストレス耐性の検査も実施する
提案実現によって期待される効果	・介護福祉士の供給の拡大
関係法令	社会福祉士及び介護福祉士法

NO.418

提案事項名	3515F　地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制
提　案　者	個人
提案概要	・漁業法における規制は、漁業者の保護に特化したものになっており、希少な水産動植物の保護のための捕獲規制など、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が困難である。 ・市町村が、地域固有の希少な水産動植物を、「地域資源」として適切に保護、利用できるよう、漁業権が設定されている水産動植物以外は、市町村が独自に、あるいは、町村からの申請に基づき北海道が捕獲規制をできるようにする。
提案実現によって期待される効果	・地域の実情に応じた資源の保護、利用が可能になる
関係法令	漁業法

NO.419

提案事項名	1520F　エゾシカの現地での埋設処理
提　案　者	団体
提案概要	・エゾシカの生息数が増加しており、酪農業被害が拡大するとともに、車両との衝突事故なども頻発している。 ・冬場は、エゾシカの捕獲効率が高いが、現地での埋設は数的に制約があることから大量捕獲ができない状況にある。 ・そこで、期間を限定した上で、まとめて現地埋設を可能とする。
提案実現によって期待される効果	・捕獲効率の上昇 ・酪農業被害の減少 ・交通事故の減少
関係法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び適正化に関する法律施行規則

NO.420

提案事項名	1521D　温泉付随可燃性天然ガス利用の促進
提　案　者	団体
提案概要	・北海道には、メタンガスなど可燃性天然ガスが付随する温泉井が多く存在するが、少量のガスであっても鉱業法及び鉱山保安法上の規制下にあり、市町村や民間泉源所有者が利用を進める上で大きな障害となっている。 ・そこで、温泉付随ガスについては、鉱業法及び鉱山保安法の対象外とするか、付随するガス量に応じた規制を設ける。
提案実現によって期待される効果	・未利用資源の有効利用 ・可燃性天然ガスの利用による地球温暖化対策への貢献 ・エネルギーの地産地消のモデルとして社会へ提示できる
関係法令	鉱山法 鉱山保安法

NO.421

提案事項名	4516H　超短波放送（ｺﾐｭﾆﾃｨFM）の放送免許交付に係る権限の移譲
提　案　者	個人
提案概要	・近年、コミュニティＦＭは地域活性化のツールとして活用が広がっており、また、大規模災害時においても地域に密着した情報の発信に大きな役割を果たしている。 ・現在は、国が所管している放送免許の交付の権限について、申請者により身近で、実情を把握している道（振興局）に移譲する。
提案実現によって期待される効果	・放送免許の交付に係る事務処理量及び事務処理時間の軽減
関係法令	放送法 電波法

NO.422

提案事項名	3516D　公的機関によるＲＭＴ（リアルマネートレード）運営特区
提　案　者	個人
提案概要	・オンラインゲームを公的機関が運営し､その利益を財政に貢献させる。 ・また、プレイヤー同士のアイテム等の売買について、ＲＭＴ（ゲーム内通貨のみならず、電子決済システムを利用し、実際の通貨で行う）機関を運営する。 ・カジノより安価に導入が可能であり、撤退も容易である。
提案実現によって期待される効果	・運営、広告収入による地方財政への貢献
関係法令	地方公営企業法

NO.423

提案事項名	2512F　国立公園内における地熱開発の取扱
提　案　者	市町村
提案概要	・大雪山国立公園白水沢地区では、過去に地熱発電のための調査井を掘削し、有望な地熱資源が確認されたが、国立公園内の発電事業の規定により断念した。 ・国の規制緩和により、平成24年3月、国立公園内においても一定の条件を満たせば、第2種及び第3種特別地域内での発電事業が認められたが、当該地区は第1種特別区域内であり、現在も認められていない。 ・そこで、第1種特別区域内においても発電事業が可能となるよう国に要請するもの。
提案実現によって期待される効果	・再生可能エネルギーの推進、電力の確保 ・自然との共生を図るまちづくりの推進 ・施設見学などによる誘客
関係法令	自然公園法

NO.424

提案事項名	4517C　国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲
提　案　者	道職員
提案概要	・現行の国土利用計画法では、一定規模未満の土地取引について土地所有の実態が把握できず、また、知事が行う土地取引を制限する監視区域等の指定については、地価の高騰などの条件が大臣によって定められており、水資源や森林の保全のために指定することができない。 ・このことから、監視区域等の指定権限について、国から道に移譲し、道独自の基準を設定するとともに、一定規模未満の土地取引についても知事が把握可能にするよう法体系の改正を要請する。
提案実現によって期待される効果	・水資源及び森林の保全
関係法令	国土利用計画法

NO.425

提案事項名	4518H　独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲
提　案　者	道職員
提案概要	・道が設立した地方独立行政法人の定款変更については、政令で定める軽微なもの（従たる所在地の変更等）を除き、道議会の議決を経て、総務大臣の認可を受けなければならず、所有する土地を売却する場合など、比較的頻繁に起こり得るケースについても、資産に関する事項の定款変更にあたり、その都度、道議会の議決と総務大臣の認可が必要なため､地方独立行政法人の円滑な運営にとって支障となっている。 ・そこで、定款変更の許認可権限を総務大臣から知事に移譲する。
提案実現によって期待される効果	・地方独立行政法人の事務の効率化が図られる。
関係法令	地方独立行政法人法